「施策・事業の見直し(試案)」について各局・区とのオープン議論 平成24年4月17日(火) 大阪市役所 本庁舎屋上(P1)階会議室

「学校給食協会交付金」

(事務局) それでは、次の議題、学校給食協会交付金、改革PTから見直しの趣旨説明 をいたします。

(改革PT) 学校給食協会ですが、学校の給食用の食材の調達、配送業務をやっていた だいておりまして、それに対して大阪市として交付金を出しておるという状況でござ います。

経費の内訳でございますけれども、2億8,200万円出しておりますけれども、配送費が 1 億2,000万円、人件費が 1 億800万円、管理費5,400万円という状況になっております。

見直しでございますけれども、市負担の食材配送費 1 億2,000万円につきましては、 他団体の状況を勘案いたしますと、これは保護者負担ということで給食費のほうに上 乗せをしていただきたいと考えております。

それと、あわせまして、また交付金ということで団体への交付金につきましては競争性の導入を図っていただいて、基本的には委託の方向で見直していただきたいということでございます。

また、こういう委託をしようと思いますと、現在、給食費が大阪市の歳入、歳出を通さない預かり金的な扱いになっておりまして、学校長が給食協会に預かり金、給食費をお渡しして給食協会が食材を調達しておるという状況を改めまして、他団体でも見直しが進んでおりますように公金化をいただいて、大阪市の歳入、歳出を通すようなやり方で明確にして見直しということを提案させていただいております。

なお、給食費につきましては、現在、大阪市、月額3,600円程度ですが、100円程度の アップが見込まれるということで、これにつきましては他団体よりもなお低い水準で あるということでございます。

以上でございます。

(事務局) 続きまして、試案に対する所管局の見解表明をお願いします。

(教育委員会事務局) 教育長、永井でございます。

学校給食協会の交付金につきましては、学校給食事業の充実発展、それと円滑な運営、 また給食費の保護者負担の軽減を図りますために昭和47年から給食協会に対して交付 をしているものでございます。

学校給食事業に要する経費負担につきましては、学校給食法第11条に基づきまして、食材料費である給食費を除いて本市が負担をしているところであります。食材の配送費につきましても、子育て世代を市民全体で支援するという意味で本市で負担しているところでございまして、保護者の負担軽減の観点からも引き続き必要であろうと考えているところでございます。

ただし、本市の厳しい財政状況の中、施策・事業の見直し、これはもう必要不可欠で ございます。受益者負担として食材の配送費を保護者の負担にするためには、今後、 保護者、また市民の皆様の御意見を参考にいたしますとともに、保護者の理解を得て いく必要があると考えております。

学校教育活動の一環として学校給食は行われておりますので、その円滑な実施を図るために、やはり学校給食用食材の調達は年間を通じて安全で安心、そして良質、また低廉な食材を計画的、安定的に提供していくことが必要でございます。13万食ということになりますので、極めて公益性が高い事業でございます。

学校給食用食材の共同購入事務につきましては、昭和41年の文部省通達によりまして、原則市町村が直接行うものとするが、市町村学校給食会等の団体がある場合は、十分な指導監督のもとにその活用を図ることとされておりまして、本市におきましては昭和16年から給食協会の活用をしているところでございます。

政令指定都市の中で、各学校で直接そういった食材の調達を行っております5都市を除きますと、14政令指定都市はすべて給食会による食材の調達手法をとってございます。

学校給食用の食材の購入に当たりましては、やはり衛生管理の徹底を図りますために、 平成21年4月に学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準が施行されまして、学校給 食を実施する教育委員会等の責務が定められております。給食協会では本市にかわり まして学校給食衛生管理基準に基づいた食材の購入、食材納入業者の選定、また食品 の選定、食品の検収・保管などを行いまして衛生管理の徹底が図られているところで ございます。 現状におきましても食材の購入に当たりましては給食協会においてではございますが、納入業者の入札等により食材の調達が行われておりますし、また、既に食材の価格面、品質面では競争性の導入が図られております。また、配送業務につきましても、入札により配送業者の決定をいたしておりまして、競争性の導入が図られているところでございます。

こうした中で本市の学校給食費につきましては、熊本市を除きます19の政令指定都市の中では下から4番目、比較的低い金額となっております。

なお、給食協会につきましては、学校給食用食材の安定供給を目的として公益性があるということで、公益財団法人としての認定をいただいております。法人税法上の優遇措置も受けることとなっております。教育委員会といたしましては、学校給食事業の充実発展、また円滑な運営を図りますためには公益性を認定をされ、信頼性のある給食協会を引き続き活用することが効果的であると考えております。

給食協会にかえて民間業者を活用する場合につきましては、民間業者による徹底した 衛生管理のもとで食材調達が行われるといたしましても、やはり本市の責務として新 たに体制を整えて衛生管理等、充実をする必要があろうかと考えておりますので、そ の部分については経費負担の増が発生すると思われます。

また、先ほどもお話しがございましたように、給食費はいわゆる公金としての扱いにはなっておりません。保護者から給食費を徴収をして、それを給食協会に支払うという形をとっております。これを民間業者との間でそういった支払い業務をやっていく場合には、例えば給食費の遅延とか未納に係る取り扱いなど、いわゆる業者に負担をかけない分、学校の側がそういった業務をやらなければならないということでの学校の負担がふえるのではないかということを懸念いたしております。

現在、学校給食協会との協定で、保護者からいただいております給食費と食材購入費との差額を食材高騰時などの対応に価格変動準備金として給食協会に積み立てをいたしておりまして、給食費の追加徴収など、急な保護者負担がないようにとしておりますけれども、民間業者ということになりますと、こうした価格変動準備金に類似した制度を持たせるということが難しくなってまいりますので、給食費の追加徴収といった事態も発生する可能性がございます。少なくとも学校給食費が今の私会計といいますか、預かり金のような大阪市の歳入、歳出を通らない性格のお金のままでは民間業者の活用は困難であると考えております。

一方で、包括外部監査におきましても給食会計の適正化など、コンプライアンスの観点からも給食費の公会計化、これが求められているところでございまして、私ども教育委員会といたしましても未納対策などの課題整理、また新たな制度設計、給食費徴収システムの開発等には相当の時間を要しますことから、給食費の公会計化の実施につきましては早くとも平成26年度以降と見込まれるところでございます。民間事業者の活用手法の検討に当たりましても、まずは公会計化に向けた課題整理を検討する必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

- (事務局) フリー形式での議論を開始します。時間は13分から15分です。よろしくお願いします。
- (改革PT) まず給食費の関係ですけれども、引き続き保護者負担軽減の観点から軽減 措置必要という御理解と、また保護者の理解を求めていく必要があるということで、 この点につきましては保護者のご理解を得ていっていただけると、御尽力いただける という御理解でよろしいんでしょうか。
- (教育委員会事務局) 要するにこういう大阪市の財政状況がありますから、食材の配送 経費については御負担をいただかざるを得ないという形でご理解を。
- (改革PT) それと、公会計化の観点につきましては平成26年以降ということで、ちょっと我々としましては歩みが遅いのかなということも思っております。この点はもう少し早くできないものかということと、あわせまして、また公会計化、できましたら速やかに何らかの形でやはり公募、委託という形で、給食協会、他団体、そういう給食協会の交付金の形が多いとは思うんですけれども、やはり交付金、見えやすくするという形で公募なり図っていただけないかということです。
- (教育委員会事務局) 先ほど冒頭、教育長から申し上げましたように、今の私会計でございますので価格変動準備金がございます。また私費の徴収費ということで、別途、当然、違う公金とは別途のシステムも組んでございます。そういった意味で言えば価格変動準備金でありますとか、その徴収金をどう制度設計していくんかということをまず整理した上で、また、例えば仮に民間活用ということで公募をするとすれば、どういうところまでを公募できるのか、そして、それを整理して、そしてその上でのシステム構築ということになってまいりますので、そういった意味で言えば、今年度中に整理して、来年度導入というのはこれはもう困難であると、無理であると考えてる

ところでございます。

また、他都市でまだ給食協会などを活用しておりますので、給食の食材そのものは、これは今も協会の入札ではございますけれども、民間の業者から当然協会が購入しているという状況でございます。私どもが今、協会のほうに交付金として出しておりますのは協会の人件費と配送費と、そしてこの管理費ということでの3億円ほどでございます。食材費そのものは50億円というボリュームになってますんで、そのあたりをどう整理していくんかということと、また、その食材費そのものが保護者負担ということになりますので、そこで業者がもうけるということにはなってまいりませんので、安くなれば安くなったものを保護者にお返しすると、私ども、今は食材の予定価格ということで給食費の積算をしておりますので、その辺の給食会計なり制度設計含めてちょっといろいろと整理を、また検討を図っていく必要があると考えてるところでございます。

(橋下市長) 予定価格、どうやって積算しているのか。

(教育委員会事務局) 食材の購入に当たりまして、給食費を月額3,600円に設定していますので、おかず代が幾らかかるかということを私どもは献立の中で決めております。その献立に沿って食材買ってもらうんですけれども、献立をつくるのはもう6カ月前からつくり出しまして、協会に2カ月前にこういう食材を、例えばタマネギであればタマネギを買ってくださいということを言って、それがいわゆる3,600円の予定価格で購入をお願いしていると。そこで協会が入札をしますけれども、それよりも安くなれば安くなった分を先ほど申し上げました価格変動準備金に積み立ててございます。逆に予定してるよりも高くなれば、その分は価格変動準備金から出していくということを協会の中に設定してございますので、そういったシステムを民間業者に設定できるのか、そのときに税制はどうなるのかといったさまざまな課題ございますので、その辺は整理をしていく必要があると。

そして、その前にまずは公会計化という御指摘もございました。公会計化の整理というのはしていかなあかんのですけれども、公会計は公会計化で未納でありますとか、 そういった課題もございますので、そのあたりも含めて整理は図っていきたいと思っております。

(改革PT) お聞きしたいことが結構たくさんあるんですけれど、まずこの考え方のと ころで、先ほども出ました保護者負担軽減の観点から配送費については引き続き本市 負担が必要であると記載しながら、ただし云々と書いてる、少し先ほどの元気アップ 支援員の話とは違う、ちょっと明確性を欠くような表現になってるんですけども、実 際どういうふうにお考えなのかということ。

(教育委員会事務局) 先ほどもありましたけれど、やはり保護者負担、100円が多いか少ないかというのもありますけど、保護者負担がふえるということについては、やはりきちっと市民の方の御意見をお聞きしないと難しくなってくると思います。我々としては現在の大阪市の財政状況からすると、この配送費については保護者の方々に御負担をいただく必要があるという前提で御意見を聞いていきたいという立場で。

(改革PT) わかりました。

それと次は、今の預かり金なんですけど、大体、校長先生が管理してはるんですか、 これは。

(教育委員会事務局) 徴収金ということで言えば、これは全国的に同じですけれども、 学校長の責任において保護者の方からお預かりするという形にはなっております。

(改革PT) 額的に言うとどのくらいかかるのですか。

(教育委員会事務局) 給食費として3,600円、月額。

(改革PT) 掛ける人数ですか。

(教育委員会事務局) 掛ける人数ですね、それを。

(改革PT) 一番少ないところで言うと。

すごくちょっと疑問というか、事故とか起きたときの責任はどうなるんですかね。

(教育委員会事務局) 事故というのは。

(改革PT) 例えば盗難とか紛失とか、いろんなリスクがあるんで、それは個人にかぶっていくことになるんじゃないんかなと思います。逆にこれ、詳しくはわかりませんけど、ずっと長年続けておられるということで言うと、今まで事故が起きてなかったということが本当に幸いだなということで、見直しというのが喫緊の急じゃないかなと思うんです。これ校長先生の責任でとおっしゃってますけれども、もし事故が起きたときだれが弁償するのか、その弁償の仕方がいいのかどうかというそういう本質的な問題がまずあると思うんですけど。

(教育委員会事務局) 基本的にはですから口座振替といいますか、現金の動かないような、昔は給食代って袋に入れて学校へ持ってきたりしましたけど、今、極力、口座振替で学校の口座にそれぞれ保護者の口座から入ってくると。学校給食協会の送金も口

座から口座に、できるだけ現金が学校にとどまらないような手段はとってますけども、中には現金でお持ちの方もいらっしゃいます。それについては日々、銀行のほうに、学校の口座のほうにお金を入れていくということで、極力学校に現金が残らないような取り扱いを心がけてやっています。

- (改革PT) 安全性の確保ということでそういうことをやっていただいてると思うんですけど、ただ、リスクは解消するわけではないので、今、小学校の児童数も少なくなってきてるから、額的にはということはあるのかもわかりませんけども、やはり公金と私金、これは自治法上もきちっと私金の取り扱いというのは禁止されてる部分がありますんで、他都市の事情、他都市でも同じ状況というのはありますけれども、見直し自体、システムができるまで26年までかかるんだという問題意識でいいのかどうかという点が、これはちょっと事業の見直し云々、当然、我々が目指しているというか、提案してる公募制の前提となるというのはあるんですけれども、事業の見直し云々以前の問題として早急に解消すべき問題じゃないんですかね。
- (教育委員会事務局) 給食費そのものが、これ文部省が保護者負担ということで、そして私金会計と、公金でなくていいですよということが昭和40年以前から文科省として方針として出されてきております。そういった意味では全国的には今、大阪市のみならず、この形で行っております。ただ、室長御指摘のようにいろいろ課題もある。また一方で、国のほうでも総務省のほうはコンプラの観点から、また総計予算主義という観点からも公会計化、給食費についても見直すべきではないかと、国のほうでも両論が出てきております。

そういった中で指定市の中でも福岡市は公金化を既に行っておりまして、横浜市もこの4月からと。他都市においてもばらつきございますけれども検討をしている。また、本市においても今、冒頭申し上げましたように包括外部監査から御意見をいただいておりますので、公会計化に向けて冒頭申し上げた課題の整理を行わなあきませんので、まずそれをしていきたい。

そして、26年度までというのは、これはシステムの構築、そしてシステムの試行もする必要ありますので、制度設計、また課題整理、これは当然それまで待つということでなく、今回も含めていろいろ議論、整理していく必要あるかなと思ってます。

(改革PT) 公金として位置づけるのか、私金として位置づけるのは自治体の裁量なんですか。つまり指定市、文部科学省と総務省という御紹介もありましたし、ある市は

公金化してるというお話もあったんですけれども。

(教育委員会事務局) 大阪市の判断です。大阪市の判断でできます。

(改革 P T) そしたら、今、部長おっしゃったように、システムの構築とは切り離して やはり検討していくべきなんかなと思ってますので、早急に。

(改革 P T) 公会計化した場合に、現在の状況で給食協会に流れてるお金が全部大阪市 の公金扱いですから、そこで今のやり方がいい、今のままでその金の流れがいけるの かというあたりの整理が要るということ。

(教育委員会事務局) まさに予算で言いましても、今、申し上げました食材費50億円が、今は市の予算では計上されておりませんけれども、公金化ということになりましたら歳出予算に組みますよと、そして歳入予算として保護者の方の給食費を市の歳入に入れますよということになってきますので、今は給食費は条例で定めておりませんけれども、当然、市に入れるということになれば額も条例化をしていく必要がありますし、また、そういった課題が未納金につきましても、市としての公金としての未納徴収をどうしていくか、こういったこと。いわゆるそういった予算的な関連、多くございますので、当然、財政局さんのほうとも御相談しながらやっていかなあかん部分が多いかな。システムを構築ということになりますと、システム改修の経費が、これは当然、別途出てまいりますんで、そのあたりも課題整理をきっちりしたいと思います。

(改革 PT) 今、未納金ってだれが徴収してるんですか。大阪市ですか、校長先生ですか。

(教育委員会事務局) 学校長が。

(改革PT) 個人で。

(教育委員会事務局) 督促を。

(改革PT) 個人で。

(教育委員会事務局) 個人といいますか、だから学校長という職としての徴収金でございますので、ただ、おっしゃるように位置づけが非常に微妙なところでございます。 一方で、ほんなら未納、滞納が多くなってきたときに、学校長、学校任せになるのかという御指摘もあり、市のほうでいわゆる督促を、これは公費でそういった予算、督促状の送付とかをさせていただいておりますけども、これもほんまにそれでええんですかというところは、これは財政局さんのほうからも御指摘もいただいておりますんで、そういったことは整理はこれは図っていく必要があると考えております。

(改革PT) ちょっと多くの問題があるんでお願いしたいなと思います。

それと、この文部省の41年の通達によって、市町村学校給食会等の団体がある場合は、その活用を図ることという、それに基づいてという趣旨なのかなとお聞きしたんですが、御案内のとおり、分権一括法で通達の効力というのが変わっておりまして、これは恐らく法定受託事務ではないと思いますんで、技術的助言になるのかなと思ってるんですけれども、これの拘束力についてまずどのようにお考えなのかということが1点と。

それと、今、学校給食協会にやっていただいてる業者選定、これは入札によりやっていただいてるということなんですが、食品の選定なり、検収・保管、これを民間業者を活用した場合は本市の体制が必要になるということなんですけども、むしろ選定とか検収・保管という一定の前提となる業務自体を出してしまうという、今、現に検収・保管は教育委員会でやってないということであれば、それは民間活用が可能なのじゃないかなと、つまり民間に開放することに当たってどういう課題があるのか、民間に開放したことによってどういう支障が生じるのか、そのあたり教えていただけます。

- (教育委員会事務局) 先ほどの41年の効力は別にしまして、原則は市町村が直接買い付けるべきだという原則があります。ですから、これはやはり学校給食は安全で安心で給付されなければならないということを言ってるんですけれども、検品等について業者に任せてしまうということについては、やはり学校給食に対する安全の確保、安心の確保、大阪市が放棄をしてるような映りになりますので好ましくないと思っております。
- (改革PT) 安全・安心の確保が給食協会だからできるのだと、つまり民間の契約で、 仕様書で、例えばこういう基準を満たしてくださいということをするということでは 無理なんだというのが社会一般的にそういう理解になるのかなという点が一般的に言 うとどうかなと思いますんで、そこらあたりの違いとか、何か特性があるのであれば 教えていただきたいんです。
- (教育委員会事務局) 一つはいわゆるとりわけ小学校の低学年の6歳からの子どもたちの口に入る食品の安全性、これは技術的に民間業者ができませんという問題ではありません。当然、現在でも大手の食品流通のところではきちっとした品質管理は行われておりますけれども、学校給食は教育の一環として市の責任でやってる事業だという

ことの兼ね合いにおいて、大阪市で直接そういったチェックをしないということが問題があるということです。

給食協会につきましては、これは現在では現役の派遣は1人だけになりましたけれども、従前は専門職も含めてかなり大阪市の人材が給食協会で業務してきたという中で、検品でありますとかいう検査のノウハウを積み上げてきてるところがあるので、我々としては給食協会の業務については任せられると判断をしてるということでございます。法的にどうとか、技術的にどうということになりますと、給食協会と、それと一般食品流通業者との違い。

(改革PT) 検収、検品というんですかね、それは今はされてないんですか、大阪市として。

(教育委員会事務局) 市としてはやっておりません。

(改革 P T) 給食協会以外の者がやると大阪市は検品しなければならないということになる、それが学校給食に対する大阪市としての責任になってくる。つまり学校給食協会は大阪市のまさに行政の一翼を担ってる団体だという、何かそういうふうに理解されるんですけどいかがでしょう。

(教育委員会事務局) そういった今は関与は大分下がってますけれども、従前は派遣も含めて、まさにおっしゃってるような状況であったと、それが団体の見直しで現在は関与が下がってきてますから、本来であれば給食協会が今現在、食材調達してますけども、そういう場合であっても大阪市として直接検収、あるいは検品をしなければならないという理屈になるのかなと思います。

(改革 P T) 関与の見直しというのはある意味、進めていただくということが必要だという認識であることを前提にした上でのことなんですけれども、行政の一翼を担ってるんであれば、むしろ積極的に関与すべきだという、そういうことになってないとおかしいので、何か矛盾してるような気がするんですけど、今の御説明は。

(教育委員会事務局) そのあたりの実は給食協会が本来、教育委員会で行うべき業務も 含めて現在しているというあたりが公益法人としての認定の前提にはなってるとは思 います。

(改革PT) ですから公益法人といいましてもいろいろある。しかし、日本全国の中で 給食協会だというところがまさに大阪市が日本全国の中で一つであるのと同じように 給食協会もその一つであるという、そういう大阪市の行政、学校給食というそういう ものを補完する唯一の団体だということになるんですね。

- (教育委員会事務局) 論理的にはそういうことですね。他の指定都市でも給食、活用してますけど、それはほかにかわるものがないという前提やと思います。
- (改革PT) それは検品とか、そういうことも含めて、半ば行政主体的な位置づけのもんだとなるんであれば、財団法人云々というエリアを超越してる団体ということになってるはずなんですけども、それがなってないというとことの現実との乖離の説明としては少し理解がしにくいんですけれども、それはどう考えたらいいんですか。
- (教育委員会事務局) 難しいですね。だからやはり過去からの経緯でそれが今現在いいのかどうかという検証は当然しなければなりませんけれども、実質的に一翼を担ってきたというのがあります。現在、大阪市の関与の度合いを下げ、要するに派遣等のあれも極力引き揚げてきてる、性格は変わってきてますけれども、実態としてはかつての給食協会の担ってる役割は変わっていないのが事実だと思います。
- (改革 P T) 今、外郭団体も競争性のない随意契約の見直しが一方で進んでおりまして、 有識者会議なんかでも、今、やっていただいてるんですけども、そこではこれは議論 にはなってない。
- (教育委員会事務局) 議論になってます。
- (改革PT) どういうふうな議論になっていますか。
- (教育委員会事務局) きょうもいろいろと議論させていただいてますように、公会計化の問題でありますとか、徴収金、未納の問題、いろいろと課題がございますので、そういう中でやりとりをさせていただいております。こういう給食協会を必ずずっと続けなければならないのか、いろんな手法というのは検討すべきではないかといったことも含めて御提起は、昨日もございましたが御議論はさせていただきました。結論こうというふうにはつながってないと思います。今までは協会継続ということで、今までの御定義はそうでございました。今回、昨日の議論としてはいろいろと意見交換をさせていただきました。

(改革PT) 財政局長の稲森です。

私もいっぱい言いたいことあったんですけど、二つほどあれなんですけど、一つは公会計化のやつで、この資料の最後の何行かで書いてあるところを見ると、幾つかの課題があって26年以降になるということの相応の時間を要するためということになったんですけど、どれにどういうふうに時間かかるのかというのをもう少し具体的にして

いかんとあかんのかなと思います。システムづくり、要はやることは決まってるんやけど、システムつくるのに時間がかかるから26年になるのか、いろいろ実態を調べるために時間がかかるんで、要は方向性出すのにもかなりの時間を要するのかというところが少しわかりにくいなと思いますんで、もう先ほど来の指摘の中にもありますように、コンプラ的に言うても非常に今となったら大変な状況の中で私会計でやってるという状態にあるのも事実ですんで、やっぱりあくまでも公会計化するとしたらどういう課題をいつまでに整理して、どういうとこには時間が物理的にかかるのはしゃあないなというのがもう少しわかりやすくせなあかんのかなと思います。

もう一つ、最初のPT試案のところで、配送費について保護者負担にするということで書いてるんですけど、一般的に今の就学援助の制度での給食費というのはどこまでが入るんですかね。

(教育委員会事務局) それは給食費全部。

(改革PT) 配送費も。

(教育委員会事務局) ですから配送費がかかれば。

(改革PT) 保護者は配送費も。

(教育委員会事務局) 配送費を含んだ給食費ですから、当然それも。

(改革 P T) 配送費を保護者負担されているほかの市では、給食費に係る就学援助はこういった制度ということになるのですか。

(教育委員会事務局) 要するに給食費の中に要素として入るということですから、当然 対象。

(改革PT) なってるということ。

(教育委員会事務局) ですから、就学援助を受けておられる御家庭については引き続き 大阪市が負担してることになる。

それと、公会計化については、局内的には公会計化の方向で論点整理を進めております。これはこうしないと、コンプライアンスの問題が解決できませんので、ただ、そのときにいろいろ課題があるということを先ほど申し上げて、流れとしては公会計化で進めていこうと思っております。

(改革 P T) 例えば、今時点で大阪市での給食費の未収というのはどれぐらいあるかとか、率にしたらどれぐらいかというのは統計的に何かあるんですかね。やっぱり少しずつそういうのを出していきながら、どういう議論してるのかというのを見せていか

んとあかんのかなと思いますんでよろしくお願いします。

(教育委員会事務局) いわゆる未徴収といいますか、未納につきましては、毎年毎年の 未納は0.数%、というのは先ほど申し上げましたように、経済的に厳しい御家庭につ いては就学援助がされますので、逆に給食費は全部納めていただいてる形になってま すので、未納の率としては。

(橋下市長) ちょっと事実関係、協会のほうは市は何かOBの再就職ということなんですか。

(教育委員会事務局) 今現在、理事長1名が市のOBです。それと課長級の職員1名を 現役で派遣しております。

(橋下市長) 派遣とOB。

(教育委員会事務局) はい。出資等の関係はございません。この資金的な援助、交付金 だけ。

(教育委員会事務局) 平成17年度に御指摘いただきまして、OBにつきましても当時4 名でおりましたものが1名ということに減らして……。

(橋下市長) 給食協会というのは大阪市給食協会ですか。市町村ごとにこういうのは持つわけですか。

(教育委員会事務局) はい。

(橋下市長) わかりました。

OBの方は教育委員会。

(教育委員会事務局) いえ、違います。

(橋下市長) 食材の。

(教育委員会事務局) 今回は市大病院で退職された方なんですけれども、先ほど申し上げました公益法人化を給食協会は目指しておりましたので、そういった公益法人の認可業務、あるいはそういったことを市大はされてましたので、そういうノウハウをお持ちの方にお願いをして。

(橋下市長) 事務手続上の。

(教育委員会事務局) はい。それでこの3月に公益法人が認可されたということでございます。

(橋下市長) これ、この協会じゃなくて、もし仮になんですけど、民間にという話になると、協会はどういう形で仕事をとっていくことになるんですか。

- (教育委員会事務局) 公益法人ですので、そういう入札に参加して仕事とるというのが どの程度とるかわかりませんけれども、一般論でいきますと、大阪市が13万食の食材 調達を公募にかけて、事業としてとりに来るという構図になる、理屈の上ではそうい う形になる。
- (橋下市長) 協会は職員数はどのぐらいなんですか。
- (教育委員会事務局) 16名です。
- (橋下市長) そのチェックというのは何人でされてる、検品というのは何人が、それは その職員がやってるんですか、別途。
- (教育委員会事務局) 2名を除きまして残る14名がいわゆるプロパー職員。
- (橋下市長) その検品というのは、そういうチェックは何名体制でやる。
- (教育委員会事務局) 14名おりまして、業務的には管理業務、そして入札業務、検品、工場の支社の、給食協会、2カ所に東部事務所というのを分けてございますので、検品等には業務課で言うところの5名程度は担当するということになる。
- (**橋下市長**) 13万食をやるのに検品はサンプル調査。
- (教育委員会事務局) いわゆる抜き取りです。
- (橋下市長) そうなんですね。ちょっと話聞いて、物すごい作業が必要なのかなという のを思いました、専門的な機材か何かを使ってやってるわけなんですか。
- (教育委員会事務局) 放射線関係については外へ出して、今現在チェックはしていただいてますけども、それ以外はいわゆる目視状態、目で見ていくという。
- (橋下市長) だから感覚で、多分、そこの部分がすごい保護者の方とかは、本当に何となく役所というか、協会がやってすごい、いや、協会もしっかりやってもらってると思うんですが、民間の流通業者も不良品は出せないのでチェックしてると思うんですけど、特に何かそこが違いってあるんですか。
- (教育委員会事務局) 先ほど申し上げたように、大手の食品流通業者さんが実施されてるというのは認識してますので、要はそういったところに出したときに、大阪市としてノーチェックですか、なぜ給食協会いいんですか、先ほどの議論に戻るんですけれども、本来であれば給食協会もこれやってますけれども、関与の度合いを下げた時点で、現在でも大阪市がちゃんとそのことはしないといけないということになるんかもわからない。ただ、本来はやっぱり教育委員会が責任を持って給食事業実施しますので、何もしないということについてはやはり問題がある。

(橋下市長) いや、僕、だから何か話聞いて、その安全チェックのところはむしろ行政 が責任持って人を配置してでもやらなあかんの違いますかね。

(教育委員会事務局) 本来はそういう形になるべきだと思います。

(橋下市長) 法上は協会がやれば市町村はやらなければいいという法律の建前になって るんですか、学校給食について。

(教育委員会事務局) 活用を図るという意味ではそういうことでございます、要するに 検品も含めて学校給食協会がやってるのが実情です。

(橋下市長) これ18ページの上から3行目、給食協会は本市にかわり云々かんぬんというのは、協会だから特別与えられた権限ということではなくて、取引上、これをやってくださいねというお願いでやってもらってるんですか、法律上、給食協会というのは。

(教育委員会事務局) 協会との連携で。

(橋下市長) 契約関係ですか。

(教育委員会事務局) お願いをしてるという。

(橋下市長) じゃあその法上の責任者というのは協会が選ぶ、協会が責任者になるわけではないんですか。

(教育委員会事務局) 事故が起きた場合は。

(橋下市長) 市町村。

(教育委員会事務局) 教育委員会。

(橋下市長) やっぱりそうなんですか。

(教育委員会事務局) これは以前にいわゆる牛肉の産地偽装とかの問題がありましたけれども、最終的な責任は当然、私ども。というのは、そういった業務を給食協会にさせてるというのも含めて責任は。

(橋下市長) 給食協会にしたからといって、そこが何か免責になるメリットとか、そう いうところがあるわけではないんですか。

(教育委員会事務局) はい。日常の業務として我々がしなくていけない。

(橋下市長) それだと、いろいろさっきの差額のあれとか。

(教育委員会事務局) 当然、検品のことありますけど、要は毎日13万人の子どもが食べる。

(橋下市長) できるかどうか。

(教育委員会事務局) 安定的に学校に供給していくという考え方で給食協会の存在を。

(橋下市長) 仕組みの問題なんですけど。

(改革PT) 時間も来てますんで、PT試案としても、こういった食材配送費については効果を見込んでおりますけれども、今、議論になってる分については特段挙げておりません。ただ、きょういろいろと問題提起させていただいた大きな課題だと思いますし、また、特に競争性のことに関してはこれまた外郭団体のほうでもしっかりやらせていただきたいと思いますんで、きょうの議論としてはこういうことで、食材配送費については御尽力いただくということで整理をさせていただきたいと思います。

(橋下市長) 1点だけごめんなさい、僕、聞き漏らしたのかもわかりません、給食費の うちいわゆる配送費は幾らになるんですか、いわゆる食材費以外の給食協会の経費。

(教育委員会事務局) 給食費はもう食材費のみ、保護者に負担していただくのは食材費。

(橋下市長) 給食協会は。

(教育委員会事務局) 協会に、ですから事務費ですとか。

(橋下市長) 配送費以外のものを渡してるということですか。

(教育委員会事務局) はい、そうです、入札の手続、一般の事務費を渡してる。

(事務局) 議論を終わらせていただきます。

それでは、本日の議論はここまでとさせていただきます。本日予定の議題で議論できなかった分は改めて日程調整をさせていただきます。

それでは、本日の「施策・事業の見直し(試案)」に対するオープン議論を終了しま す。ありがとうございました。

(橋下市長) どうもお疲れさまでした。

済みません、終わった後に、給食協会のさっきの何でしたっけ、キッズプラザのやつ みたいに、ほか、1億5,000万円もこれあったらやりたいというとこ出てきませんかね、 こんだけ仕事がないこの状況の中で。

(改革PT) と思いますんで、やっぱり競争性、まず公募してもらうということで。

(橋下市長) だから僕は申しわけないですけど、やっぱり僕が今、じゃあ大阪市内の何とかって言われてるのは、いろんなこういう仕事があるのをみんなやりたいという民間の人がいるんであれば、もう開放したいんですけどね。販管費でこれ渡してますから、この金額で別に下げなくても、このぐらいの金額でその仕事やらさせてよという民間の企業は出てくるんじゃないのかな。出てこなかったらいいんですけどね。その

作業、キッズプラザのあれと同じ仕組みなんですよ。やっぱり役所が全部抱え込むん じゃなくて、それを民の人にもどうですかってチャンスを与えるというのは、僕の心 情なんですけどね。

(教育委員会事務局) 昭和40年代に比べると、逆に言うと。

(橋下市長) やっぱり時代、その当時は官が中心で引っ張っていかなきゃいけなかったと思うんです、今はもう流通から何から、むしろ物すごい技術で冷凍とか、食材についても、物すごい技術を持ってるような業者もいっぱい出てきてますから、何かチャンスを与えるというのは一回、それで、ああ、やっぱり給食協会という話やったらそれでいけると思うんですけどね。1億5,000万円の配送費は別としても、それだけの仕事ってなかなかとろうと思うと大変ですからね。だから配送費の話はあれですけど、これも教育委員会の給食協会との関係あるのかもわからないですけど、民間に聞くというプロセスは取ってもらいたいんですけどね。

(橋下市長) もうできないということだったら仕方がないと思うんですけども、それを踏まえた上で、キッズプラザのさっきの振興公社のやつ、ちょっと考えてたんですけど、計画でいくということがあるんで、さっきの話と同じなんですけど、やっぱりもうちょっと計画で入ってこなければ、自主事業で赤字を自分たちが負わされてるということじゃなくて、自分たちの仕事として何とかやっていかなきゃいけないというんだったら、金を集めるためにもうちょっと必死になるためにも、計画で安定的にお金が行くというやり方はちょっとやっぱり違うんじゃないのかなという思いありましてね。子どもさんもほかの地域から来てるんだったら、もっと営業してもいいんじゃないですかね。

(教育委員会事務局) 特にブースの展示を、一緒ですけど、いわゆる広告を兼ねてブースの展示費用を民間からいただいて、そのかわり広告を。

(橋下市長) 広告。

(教育委員会事務局) そんな形で展示経費していただいてるのと、あと、いわゆる無償 ボランティアの活用。

(橋下市長) それだけ安い金額でやるんじゃなくて、それだったらそれこそフルコスト 計算して市民だけ安くするとか、4分の3も他市の子どもたちが来るんだったら、そ れはやっぱり違うと思うんですね。

(教育委員会事務局) 美術館、博物館に比べると、少なくとも子どもが有料やというこ

とが、ほかはみんな無料ですからキッズとしては努力をしてるんですけど。さらにそれを上げていく、収入を上げるというのは一番それが近い近いことなんですけど。

(橋下市長) 何でそんな価格にこだわってるかというと、もうけてくださいねということにななくて、その金額を取ろうと思うと、それだけの価値あるものを提供しないとつり合いませんのでね。結局、入場料下げていくとか、やったろうということになると、展示のこの価値の部分と見合わなくなってしまって、そこが図れなくなって、税は投入するけども、中身の現状は本当にそれだけ求められてるものなのかどうなのかというところがわからなくなってくるので、やっぱり原則はフルコストで金額はきちっと中身を提供するとした上で、下げなきゃいけない層とか、下げなきゃいけない対象のところは税で料金下げるといいますか、そこの仕組み、そっち側にしないと、いろんな施設系とか安いとか無料ということになるといいかげんな展示ばっかりで、税金が来るもんですから、もう展示なんか何も気にせずに無料ですということでやりますから、やっぱり受益と負担でフルコストでやりながら、大阪市民の子どもだけ無料にするとか、半額にするとか、幾らにするって抑えるというやり方をする。そういうことをやろうと思えば、供給者側のほうに安定的にお金を渡すんじゃなくて、ある意味、お金を獲得するために頑張ってもらうか、全部それですぱっと割り切れないんでしょうけども、ちょっとそういう思考で考えてもらいたいんですけどね。

(教育委員会事務局) 当然、そのリピーターの獲得というのが大きな目的ですので、ボランティアとか来られて、子どもたちと会話をしながら、子どもがただ単にそこで施設を見るとかそれだけじゃなくて、関与してるというのが特色なんですけどね。だからそういう意味でキッズとしては努力いただいてるんです。

あと先ほども申し上げました、やっぱり扇町地区の集客という大きな目的で誘致をされてるあたりの点を、それは教育委員会の範疇ではないかもしれませんけれども、それも大きな役割ではあると思う。だからといって税を投入していいかという議論はありますけれども。

(橋下市長) ちょっとキッズと給食協会の、ほかの人たちが入ってくるチャンスという のは広げたいなと思いますので。

じゃあ、お疲れさまでした。